



追手門学院大学

茨木市×追手門学院大学法学部連携講座

# 「労働法における 『労働者』とは誰か」

労働法は労働者を対象として法的保護を与えることを目的とします。では、配達員などとして働くプラットフォーム就労者も労働者に含めてよいでしょうか。一緒に考えましょう。

令和7年

12月19日 **(金)** 19:00~20:30

生涯学習センター きらめき3階 304室

対象 : 中学生をのぞく15歳以上

参加費  
無料

定員 : 先着40人

## 申込方法

令和7年12月1日(月)午前9時から先着順

WEB (QRコード読み取り)  
または電話、窓口から申込



講師 : 追手門学院大学法学部教授 井村真己さん

持ち物 : 筆記用具

一時保育 1歳から就学前まで、有料  
12月11日(木)までに要予約

JR総持寺駅から約1.5km  
JR茨木駅・阪急茨木市駅からバスで中央図書館前すぐ  
(安威団地追手門学院前行かサニータウン行に乗車)



茨木市立生涯学習センター

〒567-0028 茨木市畠田町1-43

TEL: 072-624-8182

9:00~17:00 (火曜日休所)

有料駐車場 116台 (うち障害者用3台)

最初の30分 無料

午前8時~午後8時 30分100円、最大料金600円

午後8時~翌日午前8時 1時間100円

駐車後24時間までの最大料金 1,200円